

## 7. 公共施設マネジメントについて



### (1) 公共施設の老朽化への対応について

#### (ア) 公共施設の老朽化に対する、市の見解について

(イ) 令和5年度に向けて、市内公共施設の対応状況について、建物の改修、改築における主な取り組み

● 答弁 (ア) 議員ご指摘のとおり、本市公共施設の多くが昭和40年代から50年代にかけて整備されており、老朽化により更新時期を迎える状況である。このため、川口市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の維持点検を行いながら予防保全による修繕を行うなど施設の長寿命化を図り、施設の建替えにおいては、事業個々の状況を踏まえながら、施設の統合を行い、未利用施設を売却して歳入を確保するなど、安定した施設の継続に努めている。今後も計画の充実及び市内周知を図り、適切な維持管理に努めていく。

● (イ) 建築年度や劣化状況等を踏まえ、令和5年度に改修や改築、設計、調査を予定する主な施設としては、総合文化センター、戸塚環境センターをはじめ、市営上青木住宅、根岸公民館、そして西川口及び横曽根公民館と横曽根図書館の集約化や仲町小学校、十二月田中学校、十二月田小学校などである。

### (2) 適切な公共施設の確保について

#### (ア) UR都市機構と併設する公共施設について

朝日町市街地施設付住宅については、UR都市機構により、建物が解体され、令和8年9月に更地として本市に返還されると聞いている。

ここは、1階2階部分は朝日公民館と朝日北保育所、3階以上は住居部分となっている。住居部分の除却となれば、必然的に公共部分である公民館・保育所の部分も影響が出てくると思われる。

連合地域体である朝日地区において、公民館・保育所は地域の拠点となっていること、また災害時には避難場所としての機能もあることから、朝日地区にとって、公民館がなくなることは大きな損失となる。

先日、朝日地区の町会長、10名全員の方々と相談の上、朝日地区として奥ノ木市長に除却後に拠点となる公民館と保育所の建替えの要望書を提出させていただいたが、朝日公民館・朝日北保育所の建替えについての市の見解は。

● 答弁 (ア) 朝日町市街地施設付住宅に併設されている朝日公民館及び朝日北保育所については、生涯学習や地域づくり、子育て支援の拠点として、地域の皆様に広くご利用いただいている。こうしたことから、地域の皆様のご要望を踏まえ、朝日公民館と朝日北保育所の現地における建替えについて、関係部局と連携して、積極的に取り組んでいく。

#### (イ) 公民館と小学校の融合について

現在、朝日東地区において、まちづくり協議会が立ち上げられ、地区内における公共施設の複合・融合について議論しております。

この地区内におけるメインとなるエリアは、すでに整備が終わった川口市立高校第2校地と朝日東第1公園をはじめ、公共施設である朝日東小学校、道路を挟んで並んでいる朝日東公民館、朝日東高層住宅がござります。

今後、築年数や施設の老朽化を考慮すれば、自然に施設の複合化・融合化という考えが生まれてきます。

朝日東まちづくり協議会として、この地区内におけるメインとなる公共エリアの公共施設の複合化・融合化の整備計画の検討について要望書を提出させていただいたが、市の見解をお尋ねする。

● 答弁 (イ) 朝日東小学校及び朝日東公民館については、校舎が昭和44年から昭和52年に、公民館は、昭和47年に建築し、それぞれ築後45年から50年が経過している。こうした中、両施設においては、これまで、施設の点検や診断等を行いながら、適時必要な改修や修繕を実施し、施設の適切な維持管理に努めている。両施設の複合化については、学校と公民館の必要な規模や機能及び財源の確保などの課題があることから、今後、関係部局と連携し検討していく。

## 8. 旧そごう川口店の動向について



● 答弁 旧そごう川口店については、親会社のセブン&アイ・ホールディングスが「そごう・西武」をアメリカ投資ファンドに売却するとの報道があった。これを受けて、旧そごう川口店の管理組合に問い合わせをしたところ、同店の扱いについて詳細の情報は、届いていないとのことであった。本市としては、川口駅前の賑わい等、地域経済の影響も大きいことから、情報収集に努めるとともに、今後の動向に注視していく。

## 9. 外郭団体統廃合支援事業について



時間の経過とともに、役割を果たしたこと、また新たに果たさなければならぬことが、常にあるかと思う。この事業は、別の見方をすれば、行財政改革の一つだと思うが、他の外郭団体も統廃合の余地もあるのかどうか、これからの議論を進めていただきたい。

### (1) 統合の経緯と具体的内容について、

### (2) 「外郭団体統廃合支援事業」の内容について

● 答弁 (1) これまで外郭団体に対し、市の政策実現を補完する立場として、公的なサービスを提供し、事業の硬直化に陥ることなく改革を続け、自立的な組織運営を行って行くことを求めてきた。議員ご指摘の川口産業振興公社と川口市勤労福祉サービスセンターについては、両団体ともに市内事業者を対象とした、様々な支援事業を実施する団体であり、その業務の類似性等に鑑み、担当部において、これまでも統合を含め議論を行ってきた。このような中、昨年度、副市長を委員長とする「外郭団体あり方検討委員会」を設置し、議論を重ねた結果、組織力の強化、窓口のワンストップ化による、経営と雇用の一体的な支援など、市内事業者へのきめ細かい支援体制の構築を目的として、両団体について統合の方向性が示されたところである。これを踏まえ、今後、両団体の統合に向けた作業を実施していくが、現状では、川口市勤労福祉サービスセンターが川口産業振興公社を吸収するかたちが望ましいと考えているところである。今回の統合をモデルケースとして、今後他の外郭団体のあり方についても、引き続き議論を進めていく。

● (2) 来年度の外郭団体統廃合支援事業の内容については、両団体の税務・法務・労務等の各種課題の整理と解決、統合のスケジュール、新たな組織の体制や業務内容などを含めた統合支援計画の策定を委託するものである。なお、来年度の委託業務終了後は、令和6年度に各種手続きを進め、令和7年度に市内事業者にとって最適な支援体制を備えた新たな組織を立ち上げる予定である。

## 川口市議会議員

もっとよくなる川口、幸せ発見!!  
介護と福祉。未来に希望を。

# 吉田えいじ

市政通信 2023年3月号

### PROFILE

■ 昭和46年9月(1971年)いのしし年 川口市 生まれ ■ 中央大学法学部政治学科卒業(平成9年3月)  
■ 川口市議会 議長(第69代目、平成28年6月~平成29年9月) ■ 川口市議会議員(初当選は平成15年~)  
■ 川口市議会 副議長(平成26年6月~平成27年5月) ■ 自民党川口市議団副団長(平成29年~)、幹事長(平成25、27年度)  
■ 自民党川口支部 副総務会長 ■ 川口市介護保険運営協議会 会長 ■ 川口市社会福祉保健審議会 副会長  
■ 中央大学川口白門会 幹事長(平成26年~) ■ 衆議院議員 新藤義孝 秘書、川口子どもクラブ育成会顧問  
■ 社会福祉法人理事・評議員、私立保育園事務局長 ■ 川口市末広2丁目町会 副町会長

TEL: 048-224-0766

FAX: 048-224-0768

E-mail: info@eiji-123.com

Web: http://www.eiji-123.com/



令和5年度の一般会計では、対前年度当初比6.3%増の2,335億8,000万円、特別会計は10会計で、対前年度当初比0.4%増の1,446億5,100万円、企業会計は3会計で、616億5,000万円となり、全会計では、対前年度当初比3.4%増の4,398億8,100万円となった次第であります。さて、今回提出された議案では、予算議案は、令和5年度一般会計をはじめ14件、一般議案は、「川口市職員定数条例の一部を改正する条例」など、条例議案12件、包括外部監査契約の締結議案1件、市道路線の認定及び廃止議案2件、人事議案1件です。(施政方針抜粋)

## 学校給食費の保護者負担軽減について



昨今の物価高騰により、市民生活が大きな影響を受ける中、令和4年度下半期の学校給食では、国の交付金を活用し、食材の値上がり分を公費負担することで、従来の質と量を維持してきました。こうした状況のもと、令和5年度の学校給食費は、小学校で1食当たり35円増の273円、中学校で1食当たり45円増の324円に改定することが、川口市学校給食運営審議会の審議を経て決定したところであります。

しかし、依然として物価高騰の先行きは見通せないことから、家計への支援策として、令和5年度についても、この増加分を公費で負担することにより、保護者負担の据え置きを継続することとしたものです。栄養バランスの取れた本来あるべき学校給食を適切に提供し続けていくため、社会情勢や物価の状況を注視し、子どもたちにとって学校生活の楽しみのひとつでもある学校給食を、安全・安心に配慮しながら提供して参ります。

## ヤングケアラーへの支援について



ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちは、本来、大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行うことで、勉強、部活動、友だちとの遊びなど自分の自由な時間を持っていないことから、子どもの育つ権利が守られず、本人の将来に大きな影響を及ぼす可能性があり、喫緊の課題となっております。

このため、ヤングケアラーに対し、早急に必要な支援を届けるべきとの見地から様々な支援策を検討して参りました。その結果、令和5年度からは、ヤングケアラーとその家族等が利用しやすい相談専用ダイヤルの開設、コーディネーターの配置など相談体制の強化を図り、家事や家族の世話などの支援として、ヘルパー派遣などの家事等支援事業を実施、経済的な支援が必要な場合には、ヤン



グケアラー本人への支援金の給付などヤングケアラーの家庭状況等に応じた新規事業を実施して参ります。こうした取り組みを継続することにより、ヤングケアラーが抱える不安や悩みの解消を支援し、川口の子もたちが子どもらしく健やかに暮らし成長できるよう努めて参ります。

## 障害者短期入所施設の整備について



これまで川口市は、障害者短期入所施設である「しらゆりの家」の移転に伴う定員の拡充、重症心身障害児が通所する児童発達支援事業所に対する運営費の補助制度を創設するなど積極的に取り組んで参りました。

しかし、昨今では、障害者を介護する家族の通院や冠婚葬祭などによる短期入所施設の一時的な利用のニーズが高まっている一方で、現在の「しらゆりの家」は、利用率が非常に高く、希望してもなかなか利用できない状況が続いております。この状況下、さらなる施設整備の必要性が求められ、市内の柳崎にある「旧しらゆりの家」跡地を活用し、令和7年度中の開所を目指し、新たな短期入所施設を整備することとしたところであります。

今後も、障害者やその家族、さらには支援する事業者の皆さんの切実な声を聞きながら、障害のある人もない人も地域の中で安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向け、寄り添う支援ができるよう取り組んで参ります。

## 働きやすいまちづくりの推進について



市内事業者の魅力向上と職場環境の充実を図るため、全国でもトップクラスの利率を誇る退職金制度の運営や余暇活動・健康増進支援など各種福利厚生制度の充実、国家資格取得費用の補助など、本市独自の雇用バックアップシステムを構築、また今年度は支援制度の内容や市内企業で働く若者の声を掲載したパンフレットを作成し、市内や近隣の高校などに配付したところ、大変ご好評をいただいたことから、





今後はさらに多くの市内企業を紹介し、支援制度をより詳細に掲載するなど、内容を充実させて発信していきたいと考えております。これら取り組みに加え、新年度からは市内に在住し、市内企業で働く若い方を対象に、奨学金の返還支援及び家賃補助の制度を創設することといたしました。就業年数の浅い若い世代の方々は、まだ収入も少なく、奨

学金の返済や家賃の支払いについて、経済的にも精神的にも負担を感じていることと思われます。こうした若者の負担感を軽減し、安心して働き続けられる環境を整えることが、市内企業への就職の後押しとなり、そこで働く意欲の向上、引いては本市産業を担う人材の定着に繋がっていくものと期待するところです。

## 令和5年2月27日(月) 一般質問に登壇しました。 令和5年3月市議会定例会 質問 吉田英司

### 1. 避難体制の整備拡充



#### (1) 配慮が必要な避難者への備えについて

自宅が損壊し在宅避難ができない場合には、避難所での生活を余儀なくされると思うが、中でも高齢者や障害のある方、また妊産婦や小さなお子さんがいらっしゃる「要支援者」の方が一般の避難者と同じ区画では、相互に気を使い、ただでさえ心労の絶えない避難生活に、追討をかけるようなことになるのではないかと危惧している。新年度に向けての具体的な内容はどうか



● 答弁 配慮が必要な避難者への備えについては、現在川口市要配慮者避難検討会を、県及び市内有識者の方々と行い、その検討を基に関連部局間での担当者会議を定期的に開催している。来年度はより具体的な要配慮者の体制を含む個別避難計画の作成に着手し、併せて一般避難所の福祉スペースの拡充や市内スポーツセンター等の9箇所を新たに福祉避難所として指定する見込みである。今後においても更なる避難体制の整備に努めていく。

#### (2) 自主防災組織活動補助金制度の適用範囲について

地域の防災を担う連合町会や町会が防災に関する備品を購入する際に、市販されている防災備品カタログを参考にし、購入する備品を決め、市に自主防災組織活動補助金を申請している。ところが、申請の手続きを行ったところ、市の補助金制度の要綱に含まれない品目であるから、補助金の申請が認められないというケースがあったようである。避難所運営を地域の自主防災組織が担うのであるならば、避難所で必要と思われる品目を地域住民のために備蓄しておくことは、生活関連用品などの備蓄に対する補助金も当然必要であると考え、自主防災組織活動補助金制度の適用範囲について、市の見解をお尋ねする。

● 答弁 本市では、町会・自治会を単位とした自主防災組織の活動に関する補助金の交付をさせていただいており、補助対象となる品目についても、要望に応じて拡大に努めているところである。今後も引き続き対象品目の拡大について、要望に応じて適時、適切な対応をしていく。

### 2. 介護保険等における地域区分の見直しについて

私が会長を務める川口市介護保険運営協議会において、介護事業者を対象としたアンケートの結果について、市から報告を受けたところ、調査に回答した市内介護事業所の約6割が「近隣市区町村との地域区分の格差が求人や人材採用に影響を受けている」と回答しており、そのうち9割以上が、求職者が「給与介護報酬の高い方を選ぶ傾向が強い」と回答しており、近隣自治体との地域区分

の格差が、市内介護事業所の人材確保に対して、強い影響を及ぼしていることは明らかです。市長が昨年12月に厚生労働省に対して行った要望活動の概要と、また、地域区分の見直しを行う場合には厚生労働省の審議会に諮る必要があると聞いているが、審議会の開催状況についても合わせてお尋ねする。

● 答弁 地域区分の見直しに係る国への要望については、昨年12月16日に、市長を筆頭に、県議会議員及び市議会議員と厚生労働省を訪問し、老健局長及び子ども家庭局長に要望書を提出した上で、東京都とさいたま市に隣接する本市の特性を踏まえ、ぜひとも本市の地域区分を引き上げていただくよう、強く要望したところである。介護保険の地域区分の見直しについては、厚生労働省の審議会において3年ごとに検討されることとなっており、今後審議会における議論が開始されるタイミングも捉え、障害福祉や保育分野とともに、引き続き粘り強く要望していく。

### 3. 障害者施設の増設について



市長の施政方針にもあったとおり、市として障害者短期入所新設の方針を決定されたことは、障害者やそのご家族にとっても、非常に意味のある、重要なことだと認識している。さらに一歩進んで、障害者やそのご家族にとって最も大切なことは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことであると理解している。そうした観点から考えると、市内には障害児を含め、障害者が通える様々な形態の事業所が増えてきており、障害者の受け皿整備は一定程度進んできていると認識している。

一方で、近年は障害者自身の高齢化も進んできており、従来のように、日中は就労支援や生活介護事業所を利用し、夜間や休日はショートステイやグループホーム利用するといった形態での利用が難しい高齢の障害者の方も増えてきている。

今後さらに増加が見込まれる高齢の障害者の受け皿整備について、市としてどのように取り組んでいくのか。

● 答弁 令和5年2月1日時点で、生活介護事業所が27カ所、就労支援事業所が61カ所、短期入所事業所が11カ所、グループホーム80カ所と障害者の受け皿となる事業所は年々増加している。また平成30年度の障害福祉サービス報酬改定では、議員ご指摘の高齢の障害者の受け皿の1つとして、日中サービス支援型グループホームが創設されたところである。同サービスは、日中も含めた住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施することとされ、市内ではすでに同サービスでは1事業所が開設されているが、本年5月には新たな事業所が開設予定となっており、引き続き民間事業者から事業所開設相談があった際には、日中サービス支援型グループホームの事業所開設を検討してもらうなど、障害者が年齢等にかかわらず安心して生活できる環境整備に努めていく。



### 4. 障害者相談支援専門員への施設の入所・利用状況の情報開示について



市内で活躍する障害者相談支援センターの職員の方達は、日々様々な相談に応じており、色々なご苦労をなさっていると感じている。

特に、障害者のご家族が急な病気などにより、障害者の介護が突然できなくなるなどの事態が生じた場合は、サービス利用の調整に相当な労力を割かれていると伺っている。

そこで質問として、特に障害者のご家族が急に介護ができなくなるなどの緊急時においては、市内にある短期入所施設の空き状況を常に把握できるような仕組みが大変有用であると思うが、こういった情報収集を効率的に行うことについて、市側の見解は。

● 答弁 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する、地域生活支援拠点事業においても、障害者の緊急時の受け入れ・対応を5つの柱の1つとしていることから、議員ご指摘の通り、障害者相談支援センターの相談支援専門員が、短期入所施設等の空き状況をリアルタイムで把握できるシステムを構築する必要性を認識している。このため、現在そのような仕組みの構築に向けてシステムの開発中であり、まずは障害者短期入所施設の空き状況をリアルタイムで把握できるシステムについて、本年4月から稼働することを予定している。引き続き、市内の事業者の協力も得ながら、他のサービスでもこうしたシステムを導入できるよう取り組んでいく。

### 5. 保育環境について



#### (1) 公設公営保育所から児童を民営保育所に移行することについて

#### (2) 公設公営保育所をインクルーシブ保育の受け皿とすることについて

#### (3) 乳児途中入所促進事業補助金について

● 答弁 (1) 保育所等の整備により待機児童問題が解消に向かう一方で、就学前児童数が減少した結果、近年地域によっては、保育所等の定員割れが生じている。他方、民間保育所等の定員については、待機児童の解消を目的に、各民間保育所等に対し定員を最大限確保するよう求めてきたものであり、保育ニーズが減少した際の調整方法が整理されていなかったことから、方策の1つとして公設公営保育所における0歳児から2歳児を中心とした定員の変更を検討していく。



● (2) 公設公営保育所については、公立保育所の在り方に関する基本方針に基づき、新たな役割として養育支援強化や障害児保育に取り組んでいる。昨年12月議会で、川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例が可決されたことから、インクルーシブ環境の整備も進めるが、更なる保育士の配置や施設整備など必要となるので、関係部署と連携を図っていく。

● (3) 新年度に切り替わる4月から9月にかけて、保育所に定員割れが生じ、そのことが運営にかかる給付費の減につながり、保育士の雇用の維持が難しくなるなど運営に大きな影響を与えている。特にコロナ禍においては、顕著な傾向がみられたことから、保育所の安定的な運営に資すべく、低年齢児途中入所促進事業による補助金を交付し、保育事業者を支援している。令和5年度当初の入所申込受付状況でも、同様の傾向が見られることから、引き続き当該補助事業を継続する。

### 6. 重層的な支援体制の整備について



近年、市民の皆様から様々な相談をお受けすると、高齢の親御さんが中高年のひきこもりのお子さんを支える8050問題、子育てと介護を同時に抱えるダブルケア、いわゆるごみ屋敷問題など、既存の単独の制度では解決が困難な、複合的な課題が増えてきている。さらに最近では、これらの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による就労や経済的な問題も加わり、課題の解決がより一層困難化してきている。

国においては、令和2年に社会福祉法を改正し、市町村が複合的な課題を受け止めて継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくための施策である「重層的支援体制整備事業」を創設し、地域共生社会の実現を目指すものとされている。

これまでの市の取組として、令和2年度から庁内に相談支援事業等を所管する管理職からなる検討会議と関係機関の実務者からなる専門部会を設置し、多様化・複雑化した地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に向け、検討を重ねてきたと伺っている。さらに令和4年4月からは、「重層的支援体制への移行準備事業」として、福祉部に新たに配置された福祉相談支援担当を中心に、様々な課題を抱える市民に重層的に支援を行える体制づくりを進めていると聞いている。

市においても、高齢者施策、障害者施策、子育て支援施策、生活困窮者施策といった既存の枠組みにとらわれない分野横断的な支援体制を構築すべく、一刻も早く全庁を挙げて重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた準備を進めてほしいと考える。

(1)として、今年度から実施している「重層的支援体制への移行準備事業」の取組状況や、そこで明らかとなった課題などがあったのか、(2)として、現状は「移行準備事業」ということだが、「重層的支援体制整備事業」の本格実施に向けて分野横断的な支援体制を整備していくには、独立した機関の設置や専門性を持った人材の配置、必要な規模の予算措置等が講ずることが重要であるが、どのような内容でいつまでに本格実施していく予定なのか。

● 答弁 (1) 本市では今年度から、重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業を実施しており、福祉部に専任の職員を配置した上で、分野横断的な相談体制の構築を進め、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、複合化した事案への支援を試行的に行っている。その取組の中で、支援対象者が長期の引きこもり状態にあるなど、自ら支援を求めることが困難なケースが多くを占めていることから、早期に重層的支援体制整備事業の本格実施に移行し、そのメニューの1つである、市内全域を対象にアウトリーチによる訪問支援を定期的に行い、支援対象者と信頼関係を築いていくことなどが課題となっている。

● (2) 平日頃から多くの市民の皆さんの声に耳を傾ける中で、近年、議員ご指摘のとおり、高齢の親御さんへのケアと、同居する障害を持つお子さんへの支援が同時に必要となるケースや、長期的なひきこもりなどで社会との接点が途切れ、既存の制度では対応が困難なケースなど、世帯や個人が抱えるリスクが複合化・複雑化してきていると感じている。現在、国では、「重層的支援体制整備事業」を創設し、市町村が、制度の縦割りを廃した、断らない相談体制を整備することや、個人の状態に応じた継続的支援を実施することで、住民誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できる、地域共生社会の実現を目指しているところである。本市においても、本年度から移行準備事業を実施し、分野横断的な支援体制の構築に取り組んでいる。一方で、冒頭に申し上げたような問題への対応は喫緊の課題であり、一刻も早く本格実施に移行できるよう、全庁を挙げて取り組む必要があると考えている。このため、令和6年4月からの重層的支援体制整備事業の本格実施を目指し、必要な予算の確保と併せ、組織体制の在り方についても検討を進めていく。